

【諮問（個人）第181号】

30川情個第42号
平成31年2月19日

川崎市長 福田紀彦 様

川崎市情報公開・個人情報保護審査会
会長 三浦大介

保有個人情報訂正請求に対する拒否処分に係る審査請求について（答申）

平成30年7月25日付け30川総人第506号で諮問のありました、保有個人情報訂正請求に対する拒否処分に係る審査請求の件について、次のとおり答申します。

【事務局】

総務企画局情報管理部行政情報課情報公開担当
電話 044-200-2108

1 審査会の結論

実施機関川崎市長が行った審査請求人の保有個人情報訂正請求に対する拒否処分は妥当である。

2 訂正請求内容及び審査請求の経緯

- (1) 審査請求人は、「死亡届書」（以下「本件対象公文書」という。）に記載された保有個人情報について、平成30年3月20日付けで、川崎市個人情報保護条例（昭和60年川崎市条例第26号。以下「条例」という。）第26条第1項の規定に基づき、実施機関川崎市長（以下「実施機関」という。）に対して、印鑑の印の訂正を含めた審査請求人が指定する部分の訂正を求める旨の訂正請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- (2) 実施機関は、本件請求に対して、平成30年3月28日付けで、「当該届書は、平成29年12月〇〇日受理後、戸籍法施行規則第48条第2項に基づき、平成30年1月〇〇日横浜地方法務局川崎支局に送付しており、文書不存在のため、訂正請求に応じることができません。」として、訂正請求拒否処分（以下「本件処分」という。）を行った。
- (3) 審査請求人は、平成30年5月8日付けで、本件対象公文書における印鑑の印の訂正（訂正困難な場合は、保有個人情報の事実が明らかでない旨の追記等の措置）を含めた指定部分の訂正を求めて審査請求を行った（当審査会諮問（個人）第181号事件）。

3 審査請求人の主張要旨

平成30年5月8日付け審査請求書及び平成30年10月9日実施の口頭による意見陳述聴取によれば、審査請求人の主張の要旨は、次のとおりである。

- (1) 実施機関は誤った紙面的情報を保有していることが明白であるため、訂正を拒否された理由は条例違反である。実施機関は正しい書類を管理し、訂正された文書情報を保護する義務がある。
- (2) 当該書類は遺族が記入したものではなく、記載内容に訂正が必要な部分があり、印鑑も当家に存在しないものが使用されている。訂正が必要な箇所は次のとおりである。
 - ア 右欄の発送年月日、あて先、印への押印がない。
 - イ (5) 欄の、〇〇区以降の文字は「〇〇」ではなく「〇〇」である。
 - ウ (6) 欄の、世帯主の氏名において、(よみかた)の項目に記述がない。
 - エ (10) 欄の、6の□にレ点記述されていない。
 - オ (11) 欄における職業において、無職であることが記載されていない。
 - カ その他の項目の届出人の名に誤りがある。
 - キ 届出人の連絡先の選択欄において、選択がなされていない。
 - ク 計4か所に見られる印鑑は、当家が所有する印鑑ではない。
 - ケ 死亡届と死亡診断書にまたがるA3版用紙の中央に、届出人の印が押印されていない。

- コ 死亡診断書の空欄部分に斜線が引かれていない。
- (3) 実施機関に訂正等の相談と請求を行ったところ、職員自身の誤りに対して謝罪もなく、誤り部分に答えず、条例も隠蔽したことに強い憤りを感じている。
- (4) 法務局への訂正請求の方法は教えてもらえず、実施機関に対して訂正請求をするようにとの案内を受けたため、今回の請求に至ったものである。

4 実施機関の主張要旨

平成30年6月22日付け弁明書及び平成30年11月12日実施の口頭による処分理由説明によれば、実施機関の主張の要旨は、次のとおりである。

- (1) 死亡届出があった際には、市町村長は、戸籍法（昭和22年法律第224号）及び戸籍法施行規則（昭和22年司法省令第94号。以下「規則」という。）に基づき、住民票や戸籍と照合し、審査の上、受理決定をする。その後、市町村長は、戸籍受附帳に記載し、本籍人については戸籍の記載を行う。届書に不備がある場合には、追完届を提出させるが、軽微な不備については追完させることなく、市町村長が補正する。戸籍記載後、本籍人の届出については、規則第48条第2項により、管轄法務局に送付することとなる。
- (2) 対象公文書は、平成29年12月〇〇日に実施機関が審査の上受理し、同日規則第20条に基づき受附の番号及び年月日を届書に記載し、規則第21条に定められている事項を受附帳に記載した。その後、規則第24条に基づき、届出の内容は、速やかに戸籍に記載されている。
- (3) 平成29年12月1日から同月31日までに受理した戸籍の届書のうち、〇〇区が本籍地である届書については、平成30年1月〇〇日横浜地方法務局川崎支局に送付しており、この中には、対象公文書も含まれる。よって、本件請求については文書不存在であり、訂正請求に応じることができない。
- (4) 届書に不備があるため戸籍の記載ができないときは、追完届により戸籍に記載することとなり、法務局に送付した届書を取り戻し、届書自体に直接訂正を加えることはない。いずれにせよ、本件については戸籍に記載済であり、追完の対象には当たらない。
- (5) 戸籍法第129条により、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号。以下「法律」という。）第4章（開示、訂正及び利用停止）の規定が適用除外とされていることから、法務局に対して死亡届書の訂正請求を行うことはできない。

5 審査会の判断

- (1) 本件対象公文書は、平成29年12月〇〇日に川崎市〇〇区長に提出された審査請求人の母（故人）に係る死亡届書である。

戸籍法及び規則によれば、死亡届書が受理された場合、市町村長は、当該届書に受附の番号及び年月日を記載し（規則第20条第1項）、戸籍受附帳に必要事項を記載し（規則第21条）、本籍人に関する届書であれば、遅滞なく戸籍の記載をし（規則第24条）、当該届書は、管轄法務局若しくは地方法務局又はその

支局に送付しなければならない（規則第48条）。

- (2) 本件対象公文書も、実施機関の説明によれば、上記の手續に則り処理され、平成30年1月〇〇日横浜地方法務局川崎支局に送付されている。本審査会の求めにより実施機関から提出された、平成30年1月〇〇日付け30川〇〇〇第〇〇号の送付書によれば、平成29年12月分の本籍人に関する届書類3冊が、川崎市〇〇区長から横浜地方法務局川崎支局長宛に送付されたことが記録されており、この3冊のうち1冊に本件対象公文書が綴られていることがうかがわれる。そして、本件対象公文書が横浜地方法務局川崎支局において保有されていることは、審査請求人自らが、平成30年〇月〇日に、同支局の支局長から本件対象公文書に記載された事項に関する証明書（横浜地方法務局川崎支局戸証第〇〇号）を得ていることから明らかである。

したがって、実施機関が本件対象公文書を一旦取得した後、法律の規定に基づき横浜地方法務局川崎支局に送付したという説明は事実であると判断することができることから、文書不存在のため訂正請求に応じることができないとした実施機関の処分は妥当である。

- (3) なお、本件対象公文書に記録された個人情報の訂正請求をするとすれば、法律第27条に基づいて、本件対象公文書を保有する法務大臣に対してなされるべきことになる。ただし、戸籍法第129条により、死亡届を含む同法「第48条第2項に規定する書類」すなわち「届書その他市町村長の受理した書類」に記録されている個人情報については、法律第4章（開示、訂正及び利用停止）の規定が適用除外とされていることから、法律に基づき法務大臣に対して死亡届書の訂正請求を行うことができないことは、実施機関の説明のとおりである。その理由は、戸籍法が、戸籍の記載等の変動等の根拠となったそれらの届書を（その記載内容の真否とは別に）ありのままに保存しようとしていること、そして、それら届書の訂正が戸籍の訂正に反映されるべき場合には、届書の訂正によらず、別途、戸籍自体の訂正の手續を定めていること、にあると考えられる。

以上の理由により、前記1に記載の「審査会の結論」のとおり答申する。

川崎市情報公開・個人情報保護審査会（五十音順）

委員	大	関	亮	子
委員	田	所	美	佳
委員	早	川	和	宏
委員	人	見		剛